

岩手町新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金について（概要）

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した地域経済の回復を図るため、中小企業者が経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症予防対策や飲食店における業態転換に要した費用の補助を行う。

1 補助対象者

- ・ 町内に店舗・事業所のある中小企業者等で指定する業種の事業者
(小売業、宿泊業、飲食業、サービス業及び鉄道・道路旅客運送業)
※詳しくは【別表1 補助対象業種】参照
- ・ 対象となる感染対策を実施し、支払いが完了していること。

2 対象経費

- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防・対策に要した経費
(例：空気清浄機等の設備費、飛沫感染防止等の工事費、パーティション等の器具備品費、マスク等の消耗品費、飲食店の業態転換(テイクアウト等)の経費 等)
※1 詳しくは【別表2 対象経費】参照
※2 業種別ガイドラインが策定されている分野は、そのガイドラインに基づく対策であること。

【対象外となるもの】

- ・ 他制度による補助を受けているもの
※ただし、補助対象経費から補助金額を差し引いた残額（自己負担分）については、補助対象となる場合があります。（県の地域企業感染症対策等支援事業費補助金の自己負担分等）
- ・ 感染症対策としての利用実態が認められないもの（私的利用、販売やレンタル用途）
- ・ 通常の生産活動のための設備投資、単なる更新の費用と解されるもの）
- ・ 市場価格や一般的な価格と比較して著しく高額と認められるもの

3 補助金額

- ・ 1店舗・事業所当たり 20 万円（税抜き）を上限として、補助対象経費の全額
※1 消耗品費は6万円を上限とする

4 対象期間 令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

5 申請期限 令和3年3月5日